

第5章 計画推進にあたって

1 行政の役割

本格的な高齢社会を迎えるにあたり、福祉施策や住宅施策の連携を強化させ、高齢者が地域で自立して生活を営めるようにすることが必要です。

そこで、計画の推進にあたり高齢者の住まいの状況を総合的に考える庁内連携組織として「(仮称)高齢者居住安定推進会議」を設立し、計画の進捗状況を適正に管理し、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、福祉施策と住宅施策の連携は県だけでなく、介護保険サービスや高齢者支援サービスの実施主体でもある、より住民に身近な市町村にも求められます。そこで、市町村の関係部局と緊密な連携を図りながら計画を推進していきます。

2 施策の推進にあたって

高齢者の住まいを確保することは行政だけで実施できるものではありません。

県民はもとより福祉や住宅の事業者やNPOなどの支援団体などがそれぞれの役割を担い、協力し合わないと施策を推進することは困難です。

そこで、埼玉県住宅供給公社やURなどによる先導的な事業の実施や埼玉県住まい安心支援ネットワークによる一元的な情報提供などが必要になります。

これらの取組により、行政と民間が一体となり今後の高齢社会を支える住まいの提供体制を整備していきます。